

北海道告示第 10914 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 4 年 10 月 31 日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 4 年 6 月 29 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテ旭川店
旭川市春光 1 条 8 丁目 1 番 65 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社 支配人 小西 伸幸
東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 3 号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置：届出書添付図面「施設配置図（変更前）図面 3-1」に表示
収容台数：854 台

(変更後) 位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）図面 3-2」に表示
収容台数：754 台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時

(変更後) 午前 8 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 30 分から翌午前 2 時 30 分

(変更後) 午前 7 時 30 分から翌午前 2 時 30 分

(4) 変更する年月日

上記(3)ア 令和 5 年 1 月 19 日

上記(3)イ 令和 4 年 7 月 1 日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 来客用駐車場台数を減少し敷地内に従業員駐車場を設置するため

上記(3)イ 営業計画変更のため

2 届出年月日

令和 4 年 5 月 18 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 4 年 6 月 29 日（水）から令和 4 年 10 月 31 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

4 その他

縦覧については、旭川市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については旭川市へ問い合わせること。